

神戸市会議員



岡田ゆうじ

市会議員団市政報告

真剣勝負！神戸再生宣言！

【岡田ゆうじプロフィール】 ●1978年6月25日生まれ
●慶應義塾大学法学部卒、慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程修了
●国会議員政策担当秘書資格試験に合格 ●参議院議員末松信介政策担当秘書
●2017年選挙にて27,279票を得て初当選（現在2期目）

2019.7 No.16 誰が為の市営住宅

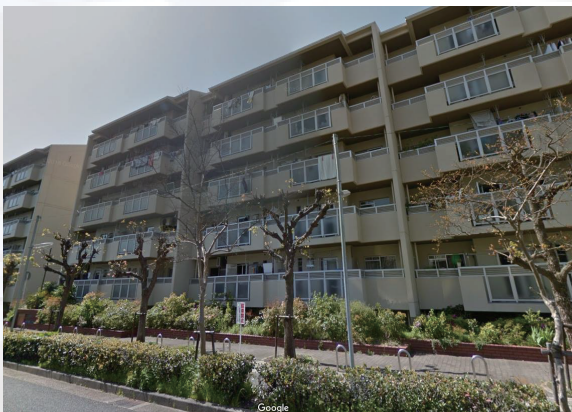
今年の8月1日より、神戸市の市営住宅の入居資格が一部改正され、これまで「親子」「夫婦」世帯のみ入居が認められていたのを、「祖父母と孫」「おじと甥」など **3親等内からなる世帯まで認められることになりました。**

この改正に至るきっかけは約半年前。昨年11月、おばあちゃんの介護をされている女性の市民の方からの入居のご相談から始まりました。しかし神戸市では「1親等ルール」なるものがあり、2親等の介護同居は認めておらず、その方も、締切日直前に当局から「**祖母と孫との入居は認めないので養子縁組でもしなさい**」と書類を突き返され、入居ができませんでした。

その後、私は当局に「**一体何の法規、何の条例を根拠にそんなルールを勝手に決めているのか**」と照会。神戸市営住宅条例の第5条には、「公営住宅の入居者資格」として、(1) 神戸市内居住又は勤務、(2) 同居中、又は同居予定の親族、(3) 一定金額以下の独立生計、(4) 明確に住宅に困窮、(5) 非暴力団員、の5つがあるのみです。

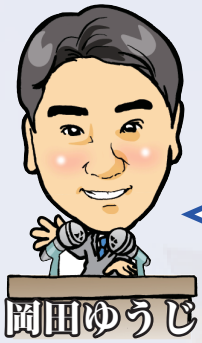
昨年12月6日の神戸市会本会議で、私は副市長へ直談判を行い、その結果、今年の8月から入居資格が緩和されることになりました（裏面参照）。

市営住宅がより市民の皆様にとって身近な存在となるよう、今後も取り組んで参ります。



市民のための市営住宅でなければなりません

市営住宅の入居条件について



先日、市民の方から、市営住宅の入居に関する御相談を受けました。おばあちゃんの介護をされているお孫さんの女性から、市営住宅に入りたいと、介護をしなくちゃいけないけど、住宅にちょっと困難ができたと。

申し込み手順を御説明して早速申し込まれたんですが、締め切り日直前になって当局から、祖母と孫との——おばあちゃんとお孫さんとの同所入居は認められない、書類が返ってきたんです。もしどうしても入りたければ、養子縁組でもしてきなさいと。

その状況を私なりに想像すると、本当にいたたまれないという言葉では表現できないような、そんな気持ちになりました。その方もこれからどうしていったらいいんだろうと、悲痛な涙声で私に御報告をくださるわけでありました。

お孫さんがおばあちゃんの介護をする、これがどれだけ大変なことか、当局の皆さんも御承知のはずであります。当局の言い分では、要は1親等ルールのようなものがあって、夫婦や親子の市営住宅の入居は認めるけども、2親等になったら、もう介護同居は認めないと言うんです。一体、何の条例を根拠にそのルールを勝手に決めているのか。

お孫さんが祖母の介護をするケース、姪御さんが介護するケース、甥御さんが介護をするケース、いろいろ家庭のあり方は多様であります。みんなやむにやまれぬ事情で、そういうことをしておられるんです。

広く市民に門戸が開かれた市営住宅の入居条件に、これから見直していくべきではないか、その検討を始めていただきたいと思うわけでありましたが、当局の見解をお伺いをしたいと思います。

少子・高齢化や核家族化の進展により、家庭のあり方が多様化してきていることは認識しているところでございます。例えば、岡田議員が御指摘のような、孫が祖父母の介護を行う世帯の増加なども考えられ、こういった点は本市としても課題として認識するところでございます。

したがって、公営住宅のセーフティーネットとしての機能に鑑み、入居者資格の見直しについて検討を行ってまいりたいと思います。



岡田 孝義 副市長



「市民のための市営住宅」を市民とともに

神戸市会議員 垂水区 岡田ゆうじ 垂水区 〒655-0044 神戸市垂水区舞子坂 3-18-20
TEL : 090-9107-0622 / FAX : 078-785-5172

岡田ゆうじ
ホームページ
mail@okadayu.ji.net
www.okadayu.ji.net

